

共同研究仕様書（協定書）（案）

町田市（以下「甲」という。）と、大学（以下「乙」という。）とは、共同研究以下「本研究」という。）を行うため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、テクノロジーの進化による、社会や環境、生活者への影響を踏まえた、将来都市像に関する共同研究を行い、町田市各部の事業戦略の検討に寄与することを目的とする。

（研究内容）

第2条 本研究において、甲と乙が共同して研究する内容は、以下のとおりとする。

- 一 基礎情報の収集、分析及び外部環境シナリオ策定
- 二 分野設定、各分野課題及び可能性分析
- 三 各分野の要因及び指標抽出
- 四 分岐点の設定
- 五 シナリオの作成
- 六 有識者ヒアリング
- 七 現地視察
- 八 情報発信
- 九 庁内レクチャー

2 本研究の内容変更を要する場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

（研究期間）

第3条 本研究の期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。

2 研究期間の変更については、甲乙協議して定める。

（研究の実施場所）

第4条 本研究に当たり、乙から提供する場所は、研究室の一室をプロジェクトルームとする。

（研究内容の分担）

第5条 本研究の分担は、甲乙協議の上、別紙1に記載する。

（費用の負担区分）

第6条 本研究に必要な費用は、甲乙協議の上、取り決める。

（研究の休止及び中止）

第7条 本共同研究の実施により、甲の業務に重大な影響がある等、特別な理由があると判断した場合には、甲は、乙に対し共同研究を休止し、又は中止させることができる。

2 乙から本研究の休止又は中止について申し出があり、甲乙協議の上、その理由がやむを得ないと判断される場合においては、乙は、本共同研究を休止し、又は中止することができる。

（損害の負担）

第8条 乙が本研究活動により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただしその損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたも

のについては、甲が負担する。

(共同研究の管理)

第9条 共同研究は、甲が総括的に管理する。

(実施状況の報告)

第10条 甲及び乙は、それぞれの実施状況を互いに報告するものとする。

(研究成果の報告)

第11条 乙は、本研究完了後、甲乙協力して報告書を作成し甲へ提出するものとする。

2 乙は、本共同研究の実施途中であっても、甲の依頼があればその途中経過を報告しなければならないものとする。

3 前2項の規定による提出書類に関する著作権については、甲乙に帰属するものとする。

(研究成果の発信)

第12条 本研究の研究経過や成果については、広く発信することを前提とする。

2 発信者は、前項の発信の内容、時期等について、あらかじめ他の当事者と協議の上、同意を得なければならないものとする。

3 第1項の発信の著作権については、甲乙に帰属するものとする。

4 乙は、甲から依頼があった場合においては、甲の発信活動に可能な限り協力しなければならないものとする。

(研究成果及び知的財産権の帰属)

第13条 本研究成果の帰属は、原則として甲乙共有とし、成果の公開や特許等の知的財産権の取得については、甲乙協議の上その取扱いを決定する。ただし、甲及び乙は自己が開示した資料及び情報、又は他の当事者からの協力によることなく単独で成した研究成果、知的財産については、他の当事者の書面による同意に基づき、当該成果を成した甲又は乙に帰属する。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本研究に関連し知り得た双方の業務上の秘密事項については、本協定終了後も守秘義務を負うものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名、押印し、それぞれ1通保有する。

2000年 ○月 ○日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
市長 石阪 丈一 印

乙 住所
名称
代表者の氏名 印